

防衛教官の厚生労働省への出向について（申し合わせ事項）

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」及び同法に基づき策定された「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」に従い、防衛省は厚生労働省からの依頼に基づいて必要な協力を行っているところであり、防衛医科大学校においては、同校に所属する防衛教官 染田英利助教（以下「防衛教官」という。）が行う研究（安定同位体比分析）を用いた協力を実施している。

今般、厚生労働省の協力依頼（戦没者の遺骨収集の推進に関する協力について（社援発0830第2号））に基づき、防衛省及び厚生労働省において検討を行い、依頼事項（防衛教官の厚生労働省への出向）に協力するとの結論に至ったことから、下記のとおり申し合わせるものとする。

記

1 人事管理等

- (1) 防衛教官は、出向期間中、特に定めのない限り、厚生労働省所管業務に従事するものとする。
- (2) 防衛教官の勤務時間、服務規律、評価、処遇及び福利厚生等に関する取り扱いは、厚生労働省が定める規則等に従うものとし、かかる事務は厚生労働省が行うものとする。

2 経費等

- (1) 防衛教官の給与及び職務の遂行に必要な経費は厚生労働省が負担するものとし、同省において経費の執行及び物品管理等に係る事務を行うものとする。
- (2) 防衛教官が行う科学研究費補助金及び研究助成金等の競争的研究資金に係る事務が今後発生した場合には、厚生労働省がその調整を行うものとする。

3 協力

- (1) 防衛教官の職務の遂行に必要な場所の提供及び機器等の使用について、防衛省は可能な限り協力するものとする。
- (2) 前号の協力の主体は防衛医科大学校とし、協力の細部は防衛省と厚生労働省の協議の上、決定するものとする。
- (3) 防衛教官が行う研究成果（知的財産権等を含む。）は、厚生労働省が定める規則等に基づき取り扱うものとする。
- (4) 厚生労働省は、防衛医科大学校から防衛教官の専門的知識の活用に係る協力の求めがあった場合、その求めに応じ、可能な限り協力するものとし、防衛教官に指示するものとする。

4 その他

- (1) 防衛教官の出向の取扱いについては、本申し合わせの締結の日から5年を経過する日の前日までに、防衛省人事教育局衛生官、防衛医科大学校総務部長及び厚生労働省社会・援護局事業課長との間で協議し完了するものとする。
- (2) 本申し合わせに疑義等が発生した場合は、防衛省及び厚生労働省は誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記申し合わせ事項を証するため、本書3通を作成し、捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年1月24日

防衛省人事教育局衛生官

名越 究

防衛省防衛医科大学校総務部長

柴田 直彦

厚生労働省社会・援護局事業課長

吉田 和郎